

第1講 当事者能力

1 第1 ケース1 設問1について

2 1 設問前段

3 (1) 本件において、裁判所は、Xに対し、民事訴訟の当事者となることのできる一般的
4 資格たる当事者能力を認めるべきか。Xは法人格を持たない任意団体であるため、か
5 かる団体に当事者能力が認められるべきか問題となる。

6 (2) まず、民事訴訟法（以下省略）29条の「社団」にXはあたるか。

7 ア この点、29条が代表者の定めのある場合に、法人でない社団等にも当事者能力
8 を認めた趣旨は、団体としての組織が確定し、断続的な社会活動を行うなど法人類
9 似の実質が観念できるためである。したがって、「社団」は下記のような諸要素を
10 総合的に考慮して団体としての実質が認められることが必要であると解する。具
11 体的には、団体としての組織を備え、多数決原理が行われ、構成員の変更にもかか
12 わらず団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の
13 管理その他団体としての主要な点が確定しているものをいう。これは民法における
14 権利能力なき社団として保護される団体と同様の定義であるが、民法と民事訴
15 訟法の当事者能力は原則として一致する（28条）から、民事訴訟上もこの判断基
16 準が妥当する。

17 イ 本件においてXは、構成員相互の親睦とクラブライトの向上を目的として100
18 名の構成員によって組織されているから団体としての組織を備えており、構成員
19 の過半数の賛成で役員が選任されているので多数決の原理が行われていると言え
20 る。また、100名の構成員がいるXは構成員の変更があっても団体としての同一性
21 が保持されると考えられる。さらに、理事によって代表され、役員の多数決で総会
22 決議が行われる規約もあり、代表の方法及び総会の運営についても確定している。
23 加えて、Xには不動産などの固定資産はないものの、年会費制度を採用しており、
24 実際に構成員から会費を徴収し、これを団体の使用する競技場の使用料に使用し
25 ているなど収入を得る仕組みを確保していることから、構成員の財産とは分別さ
26 れて管理される財産があるといえ、Xに独立して帰属する財産がある。そのため、
27 団体としての主要な点についても確定している。

28 ウ よって、同条の「社団」にあたる。

29 (3) また、前述の通り代表の選任方法も規約で定められており、実際に理事長Aが選
30 出されているため「代表者……の定めがある」といえる。

31 (4) 以上より、裁判所はXに対して同条を適用して当事者能力を認めるべきである。

32 2 設問後段

33 (1) 固定資産ないし基本的財産を有することは不可欠の要件ではなく、そのような資
34 産を有していないくとも、団体として内部的に運営され、対外的に活動するのに必要な

35 収入を得る仕組みが確保され、かつ、その収支を管理する体勢が備わっている等、諸
36 事情を総合的に観察して「法人でない社団」の該当性を判断する。

37 (2) それゆえ、X固有の財産を持つことは、「法人でない社団」として当事者能力を認
38 めるための重要な要素であるが、不可欠のものではない。他の要件が備わっている本
39 件では、財産があるか否かは当事者能力の有無には影響しない。

40 第2 ケース1 設問2について

41 1 Xが本件訴訟を提起するにあたって、臨時総会を開催し、全会一致で訴訟提起を決
42 議したことはXが適法に訴えを提起する上でどのような意義を有するか。Xに当事者
43 能力が認められるとしても、総会決議がなければ、XのYに対する分担金償還請求権に
44 ついて、Xに管理処分権が認められず、当該訴訟物につき、自ら当事者として訴訟を追
45 行し、本案判決を求め得る資格たる当事者適格が認められないのではないかが問題と
46 なる。以下、具体的に検討する。

47 2 Xの構成員全員が同意したことは、Xの財産的権利の帰属主体がその処分につき同
48 意したことと同視できる。そのため、全員の同意がなかった場合、XのYに対する分担
49 金償還請求権はXの総有財産であるから、Xには分担金請求権の管理処分権がない結
50 果、当事者適格を欠くものとして訴えは却下されるようにも思える。しかし、代表者に
51 対しては、規約によってXの財産につき提訴することを含めた包括的な管理処分権が
52 すでに授与されているので、提訴にかかる構成員からの同意（授權）を欠いてもXの当
53 事者適格には影響しない。なぜなら、このように解さなければ、少数者の反対によって
54 財産が損なわれ、団体の存続を危うくすることもありうるためである。

55 3 それゆえ、構成員全員の同意があることは、訴えの適法性に不可欠なものではなく、
56 Xの代表者に財産に関する管理処分権があること、すなわち原告適格を有することを
57 確実にするという意味をもつ。

58 第3 ケース1 設問3について

59 1 XはYに対して自己に対して分担金を支払うように請求できるか。Xは法人格を持
60 たない以上、財産権が帰属しないとも考えられるため問題となる。

61 2 この点、29条によって当事者能力を認められたとしても、XのYに対する分担金償
62 還請求権はXの総有財産であり、Xに財産権は帰属することにはならない。そして、構
63 成員の意思に関わりなく当然にXの当事者適格が肯定されることには問題があるため、
64 任意的訴訟担当としてXに当事者適格が認められるものと考える。そうだとすれば、X
65 は、他人たるその構成員の権利について訴訟担当者として訴訟追行するものと考える。

66 3 したがって、Xは、自己に対して分担金の支払を求ることはできないが、Xの構成
67 員に対して分担金の支払を請求することはできる。

68 第4 ケース2 設問1について

69 1 本件土地建物がBの個人名義で登記されている理由は以下の通りである。

70 2 権利能力なき社団の財産的帰属形態は総有である。そして、土地建物も構成員全員

71 に総的に帰属する。登記実務は、権利能力なき社団名義で登記をすることを否定する
72 ため権利能力なき社団の財産は、代表者が構成員のために信託的に社団代表者個人の
73 名義をもって登記をする。それゆえ、本件においてはBの個人名義で本件土地建物が登
74 記されている。

75 第5 ケース2 設問2について

76 1 X自身への所有権移転登記を求める訴えの場合

77 権利能力なき社団を登記名義人としてすることを求める登記申請は却下される（不動産
78 登記法25条13号、同令20条2号参照）ため、Xの社団名義の所有権登記が許されな
79 い上、登記申請人は自然人又は法人のみが予定されている（不登25条13号、同令20
80 条2号参照）ため、Xには登記申請者としての資格もない。そのため、X自身への所有
81 権移転登記を求める訴えには、請求適格がなく、不適法として却下されることになる。

82 よって、Xが原告となり、Bに対してX自身に本件土地建物の所有権移転登記手続
83 を求める訴訟は提起できない。

84 2 A個人への所有権移転登記を求める訴えの場合

85 (1) この場合、Xに原告適格が認められるかが問題となる。

86 ア この点、当事者適格とは、当該訴訟物につき自ら当事者として訴訟を追行し、本
87 案判決を求める資格をいうところ、Xは、法人格なき社団であり、その団体財産
88 は総有となるため、訴訟物たる権利関係についてXに管理処分権が認められず、X
89 に当事者適格が認められないのが原則である。しかし、実質的利益帰属主体である
90 Xの構成員からの授権が觀念できる場合には、任意的訴訟担当として例外的に当
91 事者適格が肯定されるものと考える。なお、この点について、法廷訴訟担当として
92 当事者適格を肯定する見解があるが、実体法上団体構成員に帰属する権利義務に
93 ついて、構成員の意思に関わりなく当然に団体の当事者適格が肯定されることに
94 は問題があるため、採用し得ない。

95 よって、Xには、任意的訴訟担当者として当事者適格が認められるものと考え
96 る。

97 イ 本件でも、Xは前記訴えの原告適格を有する。

98 (2) 以上より、Xは原告として前記訴えを提起することができる。

99 以上